

# 社会福祉法人宮城厚生福祉会 役員等報酬・費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宮城厚生福祉会の役員及び評議員等の報酬・費用弁償について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、専ら役員の任務に当たる役員をいう。

3 兼務役員とは、法人の常勤職員を兼務する役員をいう。

4 非常勤役員とは、上記以外の役員をいう。

## (理事会及び評議員会の出席手当)

第3条 非常勤の役員が理事会・監事監査等、法人の会議に出席した場合や法人の業務を行った場合は、次により費用弁償等として手当を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。なお、非常勤役員が理事会等に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

	手 当 (日額)
理事会等出席手当	(源泉税控除後) 5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償等として手当を支払うことができる。

	手 当 (日額)
評議員会出席手当	(源泉税控除後) 5,000 円

## (出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

## (常勤役員の報酬の取り扱い)

第5条 常勤役員に対しては、定款第二十二条に基づき、評議員会にて定める額を役員報酬として支給することができる。

2 通勤手当・駐車場手当・共済会費援助金については、給与支給規則に基づき支給する。

3 常勤役員の賞与は支給しない。

(兼務役員の報酬の取り扱い)

第6条 本部事務局及び施設の職員を兼務する役員は、給与支給規則に基づく給与の他、定款第二十二条に基づき、評議員会にて定める額を役員報酬として支給することができる。

また、兼務役員の給与・賞与等の支給に当たっては、以下のとおり定める。

- 2 通勤手当・駐車場手当・共済会費援助金については、給与支給規則に基づき支給する。
- 3 兼務役員の役員報酬部分は、評議員会にて定めた金額のうち職員としての給与のうち本俸・管理職手当・資格手当・住宅手当・家族手当との差額を役員報酬と定める。
- 4 賞与支給率については、介護・保育・障がい事業のうち、賞与支給率が最も低い事業に合わせるものとする。

附 則

この規程は、2017年10月1日より施行する。